

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部改正

（第一条関係）

一 登録等に関する手数料の新設及び変更

国際希少野生動植物種の個体等の登録に関して、既存の手續に関する手数料について見直しを行うとともに、更新手續の手数を定めること。

二 特定国際種事業に係る特定器官等の変更

譲渡し等の管理が特に必要な特定器官等（ぞう科の牙及びその加工品（以下「象牙等」という。））について、特定国際種事業の届出の対象となる特定器官等から除くこと。

三 特別国際種事業の登録に係る特別特定器官等、特別国際種関係大臣及び手数料

特別国際種事業者の登録について、特別特定器官等は象牙等とし、特別国際種関係大臣は経済産業大臣とするとともに、登録手續等の手数料を定めること。

四 管理票を作成しなければならない特別特定器官等

管理票を作成しなければならない特別特定器官等の要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であることとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 関係政令の規定の整備

次の関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）
（第二条関係）

二 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）
（第三条第一号関係）

三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第
二百八十四号）
（第三条第二号関係）

四 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）
（第三条第三号関係）

五 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）
（第三条第四号関係）

六 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（第三条第五号関係）

七 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第三条第六号関係）

八 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百三十二号）（附則第二項関係）

第三 施行期日

この政令の施行期日について定めること。

（附則第一項関係）